

R6年度 OTAと連携した香港・タイ・シンガポール向け

インバウンド誘客キャンペーン事業

企画コンペ実施要領

標記業務を受託する事業者を選定する企画コンペを実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

1. 目的

本県においては、コロナ禍を経て、九州佐賀国際空港との国際線直行便がある韓国・台湾・中国を中心に、外国人延べ宿泊者数は回復傾向にあるものの、直行便数も完全には復便しておらず、令和5年の外国人延べ宿泊者数は約15万人泊と、コロナ禍前の令和元年の約4割に留まっている状況である。

一方で、隣県にある福岡国際空港では国際線の復便・増便が相次ぎ、現在、コロナ禍前以上の直行便数が就航しており、福岡県内の令和5年の外国人延べ宿泊者数は、約474万人と、令和元年比の約1.1倍という状況となっている。

とくに、本県におけるインバウンド誘致のターゲット市場（直行便市場以外）である香港・タイ・シンガポールの福岡空港への入国者数は、コロナ禍前と比較して増加傾向であることから、この勢いを取り込み、本県の観光産業を再興させる取り組みを実施する。

具体的には、アジア圏での利用率が高いOTA（Online Travel Agent）と連携し、福岡行きフライトの予約者をはじめとする訪日関心層に対して、観光地としての本県の魅力を伝えるとともに、宿泊割引クーポンの発行を行うことで、香港・タイ・シンガポールからのFITの誘客促進を図るもの。

2. 業務内容

令和6年度 OTAと連携した香港・タイ・シンガポール向けインバウンド誘客キャンペーン事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3. 業務委託期間

契約締結の日～令和7年2月28日（金）

4. 予算額

34,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 参加要件

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において、手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (3) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (6) 本業務と同種又は類似の業務について、平成 30 年度以降に完了した実績を 1 件以上有すること。

6. 企画コンペのスケジュール及び実施方法

(1) スケジュール

公募開始	令和 6 年 5 月 27 日（月）
質問書受付締切	令和 6 年 5 月 29 日（水） 15 時（必着）
企画コンペ参加申込締切	令和 6 年 6 月 5 日（水） 17 時（必着）
企画提案書提出締切	令和 6 年 6 月 14 日（金） 17 時（必着）
審査会	令和 6 年 6 月 19 日（水） (※書類審査でありプレゼン実施はなし)
結果通知	審査会終了後 1 週間程度

(2) 質問の受付及び回答

企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式 1）
- ② 受付期間 令和 6 年 5 月 29 日（水） 15 時まで（必着）

- ③ 提出先 一般社団法人佐賀県観光連盟 徳川
住所：〒840-0041 佐賀市城内 1-1-59
TEL：0952-26-6754
FAX：0952-26-7528
Mail：mizuki-tokugawa@saga-kanko.jp
- ④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、必ず着信確認の電話をすること。
- ⑤ 回答 令和6年6月3日（月）18時までに質問者に対し、電子メールにより回答する。

(3) 企画コンペへの参加申込

- ① 提出書類
企画コンペ参加申込書（様式2）、団体概要及び実績（様式3）、誓約書（様式4）
- ② 受付期間 令和6年6月5日（水）17時まで（必着）
- ③ 提出先 上記(2)の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送
- ⑤ 提出部数 各1部

※期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画コンペへの参加は認めない。

(4) 企画提案書の提出

- ① 提出書類
ア 企画提案書（任意様式）
- ・用紙サイズはA4版で両面印刷（図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。
（長辺編綴じ、短辺綴じどちらでも可とする）
 - ・提案する企画に係る費用の総額は、上記4の委託上限額を超えないものとする。
 - ・企画提案書には、次の項目について記載すること。

1. 本事業全体を通じて期待される効果
 - ・目標や成果について、可能な限り数字を使って提案すること
2. 連携するOTAの概要・選定理由
3. 宿泊施設一覧ページ作成の方針
4. 特集記事作成の方針
5. オンライン誘導広告配信の方針
 - ①宿泊予約に繋げるための広告配信の考え方、②広告媒体、③配信ターゲット
 - ④国別の広告効果（インプレッション数（広告表示回数）、広告クリック数、広告クリック率、コンバージョン率（予約率）等）、⑤バナー案
6. （予算の範囲内で可能ならば）佐賀県の認知度向上および誘客促進に資する取り組み（自由提案）
7. 実施体制等
 - ①業務を受託するにあたってのセールスポイント

- ②当委託業務の実施及び進捗管理を行う責任者
(プロフィール、これまでの活動実績等を記載)
 - ③事業運営のために提供可能な実施体制、要員
 - ④過去の類似業務の受託実績
8. 実施スケジュール
9. 見積書

イ 見積書 (任意様式)

- ・見積書は見積額 (消費税及び地方消費税額を含む。) 及びその明細について記載する。
- ・見積書の宛名は「一般社団法人佐賀県観光連盟」とすること

- ② 受付期間 令和6年6月14日 (金) 17時まで (必着)
- ③ 提出先 上記 (2) の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送 (簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。)
- ⑤ 提出部数 6部 (正本1部・副本5部)

(5) 審査会 (書類審査) の実施

- ① 日 時 令和6年6月19日 (水)
- ② 審査方法 書面審査にて行うものとする。
審査員は、別に定める審査項目に従い審査を行い、事業者を1者決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- ③ 審査項目 別表「企画書審査基準」のとおり
- ④ 結果通知 全審査会終了後1週間程度で、全ての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

7. 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

- ①連盟は、提出された企画提案書等を審査し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。
- ②最優秀提案者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。
- ③評価点の最も高い点を最優秀提案者とする。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。
 - ア. 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。
 - イ. その他の理由により契約候補者との契約が不可能となったとき。

(2) 業務契約金額

業務契約金額は、4の委託上限額を超えないものとする。

(3) 業務契約内容及び実施条件

- ①本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、

協議の上、連盟において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。

②提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4)業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ連盟の承諾を得ること。

8. その他留意事項

(1)提出された書類は返却しない。

(2)提出する企画案は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(3)企画コンペに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、企画コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

(4)虚偽の記載した参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなったものが提出した参加申込書等は無効とする。

(5)提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

(6)公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。

(7)企画コンペ参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに9の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

9. 問い合わせ先

一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 徳川・劉 (ユ)

〒840-0041 佐賀市城内一丁目 1-59

TEL : 0952-26-6754 FAX : 0952-26-7528

E-Mail : mizuki-tokugawa@saga-kanko.jp

yu-sookeun@saga-kanko.jp